

「エポスカード会員規約」新旧対照表

改定前	改定後
エポスカード規約 株式会社 エポスカード 〒164-8701 東京都中野区中野4丁目3番2号 貸金業者登録番号 関東財務局長(4)第01386号 包括信用購入あっせん業者登録番号 関東(包)第7号	エポスカード規約 株式会社 エポスカード 〒164-8701 東京都中野区中野4丁目3番2号 貸金業者登録番号 関東財務局長(4)第01386号 包括信用購入あっせん業者登録番号 関東(包)第7号
カード規約 第1章 カードの発行 第1条～第3条 省略	カード規約 第1章 カードの発行 第1条～第3条 省略
第2章 カードによる商品購入等 第4条 省略	第2章 カードによる商品購入等 第4条 省略
第5条(カードのご利用可能枠) (1) 省略 (2)リボルビング払い、分割払い、2回払い、ボーナス一括払い、ボーナス2回払いのご利用可能枠(以下「リボ・分割・ボーナス払いご利用可能枠」という)は、前項のご利用可能枠のうち当社が定めた額とします。なお、リボ・分割・ボーナス払いご利用可能枠を超えてリボルビング払い、分割払い、2回払い、ボーナス一括払い、ボーナス2回払いを指定してカードを利用したときは、原則として1回払いの扱いとして支払うものとします。また、1回払いの商品購入代金のお支払方法をリボルビング払いに変更する当社所定のお申し出を事前にいただいた場合も同様とします。 (3) 省略	第5条(カードのご利用可能枠) (1) 省略 (2)リボルビング払い、分割払い、2回払い、ボーナス一括払いのご利用可能枠(以下「リボ・分割・ボーナス払いご利用可能枠」という)は、前項のご利用可能枠のうち当社が定めた額とします。なお、リボ・分割・ボーナス払いご利用可能枠を超えてリボルビング払い、分割払い、2回払い、ボーナス一括払いを指定してカードを利用したときは、原則として1回払いの扱いとして支払うものとします。また、1回払いの商品購入代金のお支払方法をリボルビング払いに変更する当社所定のお申し出を事前にいただいた場合も同様とします。 (3) 省略
第6条 省略	第6条 省略
第7条(カード利用代金等のお支払い) (1)商品購入代金および手数料(以下「カード利用代金等」という)の支払いは、当社所定の支払日および支払方法の中から、原則としてカード申込時に定めた方法によりお支払いいただきます。また、カード利用代金等の締切日、支払日は別途会員の申出に基づいて定め、お知らせします。なお、事務処理上の理由により、支払開始日が遅れることがあります。また、上記支払いに関する内容で当社が特に認めた場合は、当社の指定する方法でお支払いできる場合があります。なお、ご持参払いにおけるATM(返済受付処理が可能なATMに限る)でのご返済の場合、ATM手数料を無料とします。 (2)会員にはご利用の都度、以下のリボルビング払い、分割払い、1回払い、2回払い、ボーナス一括払い、またはボーナス2回払いのいずれかをご指定いただきます。ただし、一部の加盟店では本条の支払方法・取扱期間が一部制限される場合があります。なお、お支払方法のご指定がない場合には1回払いとなります。また、海外でカードを利用する場合は、第24条を適用いたします。	第7条(カード利用代金等のお支払い) (1)商品購入代金および手数料(以下「カード利用代金等」という)の支払いは、当社所定の支払日および支払方法の中から、原則としてカード申込時に定めた方法によりお支払いいただきます。また、カード利用代金等の締切日、支払日は別途会員の申出に基づいて定め、お知らせします。なお、事務処理上の理由により、支払開始日が遅れることがあります。また、上記支払いに関する内容で当社が特に認めた場合は、当社の指定する方法でお支払いできる場合があります。なお、ご持参払いにおけるATM(返済受付処理が可能なATMに限る)でのご返済の場合、ATM手数料は無料です。 (2)会員にはご利用の都度、以下のリボルビング払い、分割払い、1回払い、2回払い、またはボーナス一括払いのいずれかをご指定いただきます。ただし、一部の加盟店では本条の支払方法・取扱期間が一部制限される場合があります。なお、お支払方法のご指定がない場合には1回払いとなります。また、海外でカードを利用する場合は、第24条を適用いたします。

改定前	改定後
① 省略 ②分割払い 会員がご利用の都度、支払回数を指定し、お支払いいただく方法です。支払回数は3～36回(支払期間は、指定の支払回数と同じ月数になります)より指定し、分割払手数料(以下「手数料」という)は実質年率15.0%となります。このほかにボーナス併用分割払い等がご利用いただけ、手数料の実質年率は前記と同じです。なお、月々の分割支払金(以下「支払金」という)は1,000円を下限とします。また、会員が、当初の契約のとおりにお支払金の支払いを履行し、かつ約定支払期間の途中で残額を一括して支払ったときは、お支払い期日未到来分の手数料のうち、78分法またはこれに準ずる当社所定の計算方法に基づき算出した金額を払い戻します。 ③～⑤ 省略 ⑥ボーナス2回払い 商品購入代金締切後、最初およびその次のボーナス月(12～1月または7～8月)の支払日の2回で、均等分割してお支払いいただく方法です。100円未満の端数が出た場合には1回目に加算されます。この場合の手数料は1回目については、かかりません。2回目については、実質年率15.0%の手数料をお支払いいただきます。なお、分割支払金は1,000円を下限とします。 ⑦お支払い方法の変更 会員が、支払日到来前の一定期限内にお支払方法の変更を申し出られ、当社が認めた場合には、締切日現在の1回払い分、2回払い分、およびボーナス一括払い分のご利用をリボルビング払いに変更できます。この場合、新たにリボルビング払いでお支払いいただく支払金は、①の締切日残高および変更した1回払い分、2回払い分、およびボーナス一括払い分の合計額を基準として計算します。その手数料も、その合計額に基づき計算します。また、当社の定める方法でお申し出いただくことにより、1回払いの商品購入代金のお支払方法をリボルビング払いへ変更できます。ただし、リボ・分割・ボーナス払いご利用枠を	① 省略 ②分割払い 会員がご利用の都度、支払回数を指定し、お支払いいただく方法です。支払回数は3～36回(支払期間は、指定の支払回数と同じ月数になります)より指定し、分割払手数料(以下「手数料」という)は実質年率15.0%となります。なお、月々の分割支払金(以下「支払金」という)は1,000円を下限とします。また、会員が、当初の契約のとおりにお支払金の支払いを履行し、かつ約定支払期間の途中で残額を一括して支払ったときは、お支払い期日未到来分の手数料のうち、78分法またはこれに準ずる当社所定の計算方法に基づき算出した金額を払い戻します。 ③～⑤ 省略 ⑥ お支払い方法の変更 会員が、支払日到来前の一定期限内にお支払方法の変更を申し出られ、当社が認めた場合には、締切日現在の1回払い分、2回払い分、およびボーナス一括払い分のご利用をリボルビング払いに変更できます。この場合、新たにリボルビング払いでお支払いいただく支払金は、(1)の締切日残高および変更した1回払い分、2回払い分、およびボーナス一括払い分の合計額を基準として計算します。その手数料も、その合計額に基づき計算します。また、当社の定める方法でお申し出いただくことにより、1回払いの商品購入代金のお支払方法をリボルビング払いへ変更できます。ただし、リボ・分割・ボーナス払いご利用枠を超過しての変更はできません。
第8条～第9条 省略	第8条～第9条 省略
第10条(支払停止の抗弁) (1)～(4) 省略 (5) (1)の規定にかかわらず、以下のいずれかに該当するときは、支払いを停止することはできないものとします。 ①カードの利用が1回払いのとき。 ②カード利用に係る売買契約が会員にとって営業のために、もしくは営業として締結したものであるとき。 ③リボルビング払いの場合で、1回のカード利用に係る商品等の現金価格が3万8,000円に満たないとき。 ④分割払い、2回払い、ボーナス一括払い、ボーナス2回払いの場合で、1回のカード利用に係る支払総額が4万円に満たないとき。 ⑤海外加盟店でカードを利用したとき。 ⑥会員による支払停止の申し出内容が信義に反すると認められるとき。 ⑦(1)①～③が会員の責に帰すべき事由のとき。 (6) 省略	第10条(支払停止の抗弁) (1)～(4) 省略 (5) (1)の規定にかかわらず、以下のいずれかに該当するときは、支払いを停止することはできないものとします。 ①カードの利用が1回払いのとき。 ②カード利用に係る売買契約が会員にとって営業のために、もしくは営業として締結したものであるとき。 ③リボルビング払いの場合で、1回のカード利用に係る商品等の現金価格が3万8,000円に満たないとき。 ④分割払い、2回払い、ボーナス一括払いの場合で、1回のカード利用に係る支払総額が4万円に満たないとき。 ⑤海外加盟店でカードを利用したとき。 ⑥会員による支払停止の申し出内容が信義に反すると認められるとき。 ⑦(1)①～③が会員の責に帰すべき事由により生じているとき。 (6) 省略

「エポスカード会員規約」新旧対照表

改定前	改定後
第3章 キャッシングサービス 第11条(キャッシングの利用) (1)～(4) 省略 (5)会員が当社のATMでキャッシングを利用する場合、1回払いまたは元利定額リボルビング払い(以下「リボルビング払い」という)のうち、会員が利用時に指定した方法となります。なお、会員が提携CD・ATMでキャッシングを利用する場合、リボルビング払いのみとなり、1回払いはご利用になれません。また、会員が提携CD・ATMでリボルビング払いを利用した際に提携先の都合により、利用明細書等に「分割10回払い」等と表示される場合があります。 (6)～(9) 省略	第3章 キャッシングサービス 第11条(キャッシングの利用) (1)～(4) 省略 (5)会員が当社のATMまたは提携CD・ATMでキャッシングを利用する場合、1回払いまたは元利定額リボルビング払い(以下「リボルビング払い」という)のうち、会員が利用時に指定した方法となります。なお、一部の提携CD・ATMで1回払いがご利用になれない場合があります。また、会員が提携CD・ATMでリボルビング払いを利用した際に提携先の都合により、利用明細書等に「分割10回払い」等と表示される場合があります。 (6)～(9) 省略
第12条(キャッシングの返済方式等) (1)～(8) 省略 (9)会員の都合で支払日を変更する場合または当社の都合により、利用後の第1回目の支払日の返済金は、元金の据置期間により[1]に定める返済金を超える場合があります。また、第18条により遅延損害金をお支払いいただく場合、約定支払日の翌日から実際の支払日に至る経過日数により算定した、遅延損害金を[1]の返済金とは別途にお支払いいただきます。	第12条(キャッシングの返済方式等) (1)～(8) 省略 (9)会員の都合で支払日を変更する場合または当社の都合により、利用後の第1回目の支払日の返済金は、元金の据置期間により[1]に定める返済金を超える場合があります。また、第18条により遅延損害金をお支払いいただく場合、約定支払日の翌日から実際の支払日に至る経過日数により算定した遅延損害金を[1]の返済金とは別途にお支払いいただきます。
第4章 共通事項 第13条～第17条 省略	第4章 共通事項 第13条～第17条 省略
第18条(遅延損害金) (1)会員が、カード利用代金等(キャッシングを除く)の支払いを遅延したときは、約定支払日の翌日から支払日に至るまで当該支払金に対して、また第19条により期限の利益を失ったときは、期限の利益喪失の日から完済の日に至るまで、残存商品購入代金合計に対して、年率14.6%を乗じた額の遅延損害金をお支払いいただきます。ただし、分割払い、2回払い、ボーナス一括払いおよびボーナス2回払いの場合には残存分割支払金合計に対して商事法定利率(年率6.0%)を乗じた額を超えないものとします。その他費用等は商事法定利率(年率6.0%)を適用します。 (2)会員が、キャッシングの支払いを遅延したときは、約定支払日の翌日から支払日に至るまで当該返済金の元金相当額に対して、また第19条により期限の利益を失ったときは、期限の利益喪失の日から完済の日に至るまで残存元金相当額に対して、年率20.0%を乗じた額の遅延損害金をお支払いいただきます。	第18条(遅延損害金) (1)会員が、カード利用代金等(キャッシングを除く)の支払いを遅延したときは、約定支払日の翌日から支払日に至るまで当該支払金に対して、また第19条により期限の利益を失ったときは、期限の利益喪失の日から完済の日に至るまで、残存商品購入代金合計に対して、年率14.6%を乗じた額の遅延損害金をお支払いいただきます。ただし、分割払い、2回払いおよびボーナス一括払いの場合には残存分割支払金合計に対して商事法定利率(年率6.0%)を乗じた額を超えないものとします。その他費用等は商事法定利率(年率6.0%)を適用します。 (2)会員が、キャッシングの支払いを約定支払日に行わなかったときは、約定支払日の翌日から支払日に至るまで当該返済金の元金相当額に対して、また第19条により期限の利益を失ったときは、期限の利益喪失の日から完済の日に至るまで残存元金相当額に対して、年率20.0%を乗じた額の遅延損害金をお支払いいただきます。
第19条～第20条 省略	第19条～第20条 省略

「エポスカード会員規約」新旧対照表

改定前	改定後
第21条(その他の承認事項) ① 省略 ②当社が犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき、法定書類の提示または謄写を求めた場合は、それに応じること。ならびに 万一、本人確認ができないときは、カードの発行をお断りすること、あるいはご利用になれない場合があること。また、カード発行後も、当社への届出事項その他の確認を当社が要請した場合は、これに応じていただくこと。 ③～⑫ 省略	第21条(その他の承認事項) ① 省略 ② 当社が犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき、本人確認等の目的で法定書類の提示または謄写を求めた場合は、それに応じること。ならびに、本人確認等ができないときは、カードの発行をお断りすること、あるいはご利用になれない場合があること。また、再度、当社への届出事項その他の確認を当社が要請した場合は、これに応じていただくこと。 ③～⑫ 省略
第25条～第26条 省略	第25条～第26条 省略
ICカード特約 (以下省略)	ICカード特約 (以下省略)
エポスゴールドカード特約 (以下省略)	エポスゴールドカード特約 (以下省略)
エポスプラチナカード特約 (以下省略)	エポスプラチナカード特約 (以下省略)
個人情報の取り扱いに関する同意条項 第1条(個人情報の収集・保有・利用) (1)会員(申込者を含む。以下同じ)は、本契約(本申し込みを含む。以下同じ)を含む株式会社エポスカード(以下「当社」という)との取引の与信判断および与信後の管理のため、以下の情報(以下これらを総称して「個人情報」という)を当社が保護措置を講じたうえで収集・利用することに同意します。 ①～⑧ 省略	個人情報の取り扱いに関する同意条項 第1条(個人情報の収集・保有・利用) (1)会員(申込者を含む。以下同じ)は、本契約(本申し込みを含む。以下同じ)を含む株式会社エポスカード(以下「当社」という)との取引の与信判断および与信後の管理のため、以下の情報(以下これらを総称して「個人情報」という)を当社が保護措置を講じたうえで収集・保有・利用することに同意します。 ①～⑧ 省略
第2条 省略	第2条 省略

「エポスカード会員規約」新旧対照表

改定前	改定後
第3条(個人信用情報機関への登録・利用) (1)～(3) 省略 (4)当社が加盟する個人信用情報機関が提携する個人信用情報機関は、以下のとおりです。 全国銀行個人信用情報センター(シー・アイ・シー・日本信用情報機構提携先) 〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1 銀行会館 TEL 03-3214-5020 http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html (5) 省略	第3条(個人信用情報機関への登録・利用) (1)～(3) 省略 (4)当社が加盟する個人信用情報機関が提携する個人信用情報機関は、以下のとおりです。 全国銀行個人信用情報センター(シー・アイ・シー・日本信用情報機構提携先) 〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1 銀行会館(*) TEL 03-3214-5020 http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html (*)建物建替えのため、平成28年10月11日(予定)から平成32年度まで東京都千代田区丸の内2-5-1に仮移転します。仮移転先から戻る期日については、決定次第、同センターのホームページに掲載されます。 (5) 省略
第4条～第12条 省略	第4条～第12条 省略
丸井・エポス共同発行特約 (以下省略)	丸井・エポス共同発行特約 (以下省略)
個人情報の取り扱いに関する同意条項に係る特約 (丸井・エポスカード共同発行カード用) (以下省略)	個人情報の取り扱いに関する同意条項に係る特約 (丸井・エポスカード共同発行カード用) (以下省略)